

社団法人福島県林業公社

〔改訂〕第2次改善計画書

（平成18年5月26日開催 平成18年度第39回通常総会決定）
（平成22年5月27日開催 平成22年度第43回通常総会一部改正）

社団法人 福島県林業公社

目 次

第 1 基本的事項	1 ページ
1 経 過	
2 計画改定の趣旨	
3 計画期間	
4 分期計画と進行管理	
第 2 森林の多面的機能に配慮した森林施業体系への転換	3 ページ
第 3 経営改善重点事項	4 ページ
1 経費削減等の徹底	
(1) 森林整備の重点化	
(2) 木材販売増収への取組み	
(3) 人件費等管理費の節減	
(4) 森林施業の合理化	
(5) 造林補助事業の積極的な導入	
(6) 有利な農林漁業金融公庫資金の活用	
(7) IT を活用した業務改革	
2 農林漁業金融公庫借入金の繰上償還	
(1) 金利 3 . 5 % 超借入金の繰上償還	
(2) 金利 3 . 5 % 以下借入金に関する対応	
3 組織体制の整備	
(1) 組織の見直し	
(2) 職員の配置計画	
4 分収割合の見直しと契約変更	
5 国、県等に対する支援要請	
【参考資料】 林業公社の長期収支見直し	7 ページ

第1 基本的事項

1 経 過

社団法人福島県林業公社（以下「林業公社」という。）は、昭和42年4月1日に設立され、分収造林特別措置法の趣旨に基づき、20ヶ年で2万haの分収造林契約の締結を目的として、事業活動を開始した。昭和60年には、分収林特別措置法に基づく森林整備法人として認定をうけ、これまでに森林資源の培養並びに森林の公益的機能の増進を通じて、県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に大きな役割を担ってきた。

しかしながら、林業を取り巻く環境は、林業公社の発足以来30余年の間に、木材価格の下落、林業経営費の増大、林業労働力の減少・高齢化など劇的な変化が生じており、林業公社における適正な森林整備の実行確保が危ぶまれた。

このため、林業公社は、平成11年3月に拡大造林目標面積の縮小を柱とする「第1次改善計画」を決定し、引き続き、平成13年2月に拡大造林の収束を柱とする「第2次改善計画」を決定した。さらに平成16年2月には、改善計画の着実な実行を図るために「第2次改善計画分期計画」（平成15年度～平成19年度）を策定して経営改善に取り組んできた。

一方、県は、平成16年度に「林業公社事業の在り方に関する懇談会」を設置し、平成17年1月には、森林の公益的機能発揮に配慮した森林整備、借入金に頼らない事業経費負担の在り方及び林業公社造林地への県民理解の促進の3つを柱とした報告書を取りまとめ、年度末の3月に開催された福島県行財政改革推進本部の公社等外郭団体見直し部会において、林業公社の存続と抜本的な経営改革を行うことが決定された。

この決定を受け、県は平成17年度に林業公社の抜本的な経営改革の具体策を検討するための「福島県林業公社経営改革検討プロジェクトチーム」を設置し、その結論として、「生態系や自然環境の保全及び災害防止に配慮した森林施業への見直し」と管理費等節減など公社自らの改善策への取り組みをはじめ農林漁業金融公庫借入金の繰上償還に対する県の支援等を内容とする「抜本的な収支改善策の実施」が公社に示された。

この提案に対し、林業公社では対応を検討・協議するため、平成18年1月に役員市町村の担当課長等で構成する「林業公社施業・経営改革検討会」を開催し、公社改革の原案を取りまとめ、翌2月の平成17年度第2回理事会において「林業公社施業・経営改革基本方針」が決定されたところである。

2 計画改定の趣旨

本改定計画は、「林業公社施業・経営改革基本方針」に示された以下の抜本的な公社改革プランの具体化を目的とするものであり、このため、従来の第2次改善計画について必要な見直しを行ったものである。

【社団法人福島県林業公社 施業・経営改革基本方針】(骨子)

- (1) 森林の多面的機能の発揮に配慮した施業体系への転換
- (2) 更なる経営改善への取組み
 - ア 経費削減等の徹底
 - イ 農林漁業金融公庫借入金の繰上償還
 - ウ 分収割合の見直し

3 計画期間

計画の対象期間は、原計画の計画期間を変更せず、平成11年度を基準年度として平成25年度を目標年度とする15カ年計画とする。

4 分期計画と進行管理

計画の着実な実行を図るため、別途、5カ年程度の具体的な数値目標を示した分期計画を策定することとし、分期計画の進行管理は林業公社経営改善進行管理委員会が行うこととする。

また、現在の分期計画(計画年度:平成15年度~19年度)は、今回盛り込んだ分収割合見直しなどの計画期間に合わせ、目標年度を2カ年間延長することとする。

第2 森林の多面的機能に配慮した森林施業体系への転換

当会社では、森林・林業基本法改正の趣旨を踏まえ、平成13年度の通常総会で承認された当初の第2次改善計画において「公益的機能を重視した森林整備への取り組み」を重点事項の一つに位置づけ、平成15年度に公社造林地の95%を「資源の循環利用林」から「水土保持林」に変更し長伐期施業に転換した。

ただし、木材の生産・販売による収益分収を目的とする分収林契約自体は変更しておらず、契約満了時には皆伐して土地所有者に裸地で返還し、伐採跡地の再造林は土地所有者が行うという従来 방식을踏襲するものであった。

しかしながら、将来1万5千ヘクタールに及ぶ公社造林地において順次皆伐を進めることとなれば、一時的にせよ水源涵養や災害防止など森林の公益的機能が低下することは避けられず、さらにこのまま木材価格の低迷が引き続くことになれば土地所有者が再造林の負担に耐えられず伐採跡地への植林が順調に進まない場合にあっては、より深刻な事態も懸念される。

このため、皆伐・裸地返還を前提としてきたこれまでの施業体系を転換し、長伐期施業を行いながら次世代の針広混交林を育成して森林の多面的機能を高度・持続的に発揮させ、併せて土地所有者の再造林負担を解消できる生態系や自然環境に配慮した森づくりを目指すこととする。

【施業体系の転換方向】

区 分	施業方法	主伐方式	分収方法	返還時の林相
現 行	長伐期施業 (生産林特化施業)	皆 伐	換金分収	裸 地
見直し方向	長伐期施業 (針広混交林施業)	択 伐	換金分収 材積分収	針広混交林

第3 経営改善重点事項

1 経費削減等の徹底

(1) 森林整備の重点化

林業公社の施業基準（下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐等）を見直し、事業計画を必要最小限のものとして森林整備の重点化及び総事業費の縮減を図る。

(2) 木材販売増収への取組み

間伐材の販売方法の多角化等販売促進策について研究を行い、収入の増加に努める。

(3) 管理費の節減

事務費の抑制に努めるとともに、プロパー職員の新規採用を行わず業務の外注化を図ることなどにより、管理費の節減に努める。

(4) 森林施業の合理化

現地調査事業など外部委託が可能な業務については積極的に外部委託を行うほか、これまで行ってきた期間の一致する同事業種の合併発注をさらに推し進め、対象地域の森林に年度間を通して必要な事業種を一括発注する方式を導入し、発注作業の軽減化を図る。

また、間伐事業については、県の平成18～20年度に実施する「低コスト間伐実証事業」の検証結果を受け必要な施業方法の見直しを行い、一層の経費節減に取り組む。

(5) 造林補助事業の積極的な導入

造林補助事業の積極的な導入を図ることとし、作業路開設など事業種が補助メニューにない場合等を除き、原則として非補助による事業は行わない。

(6) 有利な農林漁業金融公庫資金の活用

当面、農林漁業金融公庫借入金の全額繰上償還が実現するまでの間は、以下により公庫資金の有利な活用を図る。

ア 無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金の積極的活用を図るため、地域内の森林整備を広域的・集約的に実施できる事業体を育成し、森林整備合理化計画を策定する。

イ 低利借換制度の活用

有利な借換制度である施業転換資金を活用し、借換要件を満たす案件について順次借換を行い後年度負担の軽減化を図る。

(7) ITを活用した業務改革

林業公社インターネットシステム及びイントラネットシステム等IT基盤を活用し、Web広報、社内情報共有、業務フロー見直し、オンライン台帳管理など業務改革を推進する。

2 農林漁業金融公庫借入金の繰上償還

(1) 金利3.5%超借入金の繰上償還

公社経営の圧迫要因になっている農林漁業金融公庫からの借入金のうち施業転換資金の対象とならないもので金利3.5%を超える高金利の借入金について、県から新たな支援を受け、繰上償還を実施する。

(2) 金利3.5%以下借入金に関する対応

農林漁業金融公庫からの借入金で金利3.5%以下のものについては、可能な限り早期に繰上償還ができるよう、県に対して支援を要請していく。

3 組織体制の整備

(1) 組織の見直し

平成11年度(基準年度)の本社・7事業所体制を平成25年度までに本社・1事業所体制とする計画目標については、平成17年度において前倒しをして達成したことから、今後は、本社の管理機能を充実させ現場負担を軽減するなど本社と事業所の機能的な役割分担の形成を図る。

【事業所の統廃合計画】

年 度	統廃合の状況	事業所数
平成11年度	(基準年度)	7事業所
平成13年度	県北・相双事業所 本社へ統合 県南・いわき事業所 県中事業所へ統合	3事業所 (-4)
平成14年度	南会津事業所 会津事業所へ統合	2事業所 (-1)
平成17年度	県中事業所 本社へ統合	1事業所 (-1)
：	：	：
平成25年度	(目標年度)	1事業所

(2) 職員の配置計画

平成11年度(基準年度)の職員20名体制を平成25年度までに4割削減して12名体制とする計画目標については、平成17年度において前倒しをして達成したことから、今後は、引き続き職員の新規採用を行わず、業務量を見ながら県からの派遣又はプロパー職員の再雇用等によって必要な職員数を確保する。

【職員の配置計画】

年 度	計画職員数	うち プロパー職員	うち 県派遣・OB等	備 考
平成11年度	20	15	5	基準年度
平成12年度	19	14	5	
平成13年度	18	13	5	
平成14年度	17	13	4	

平成 15 年度	16	13	3	
平成 16 年度	13	11	2	
平成 17 年度	12	10	2	
平成 18 年度	12	10	2	
平成 19 年度	12	9	3	
平成 20 年度	12	9	3	
平成 21 年度	12	8	4	
：	：	：	：	
平成 25 年度	10	0	10	目標年度

4 分収割合の見直しと契約変更

現行の分収割合の前提としていた材価・労賃等の諸条件が大きく変化し林業公社の経費負担と将来の収入見込みとの間に不均衡が生じていることから、林業公社が今後とも公的造林の中核的機関としての役割を果たして行くため、関係者の理解と協力を求めながら、平成 18 年度より段階的に分収割合の見直しに係る契約変更に取り組むこととする。

【契約変更計画】

区 分	協議時期	現行割合	見直し割合
市町村有林	平成 18 年度	6 : 4	9 : 1
個人・共有林等 (財産区有林を含む。)	~ 平成 23 年度	6 : 4	8 : 2

5 国、県等に対する支援要請

抜本的な経営改善策を実行してもなお多額の損失が見込まれること、全国の森林整備法人が多額の累積債務を抱えて同様な状況にあることから、森林整備補助事業や累積債務処理対策の拡充強化などについて、今後とも国、県等に対し支援を要請していくこととする。

【参考資料】 林業公社の長期収支見通し

福島県林業公社経営改革検討プロジェクトチームが作成した「(社)福島県林業公社の経営改革について」
(平成 18 年 3 月)より抜粋。

1 現状における公社長期収支不足見込額（平成 80 年度時点）

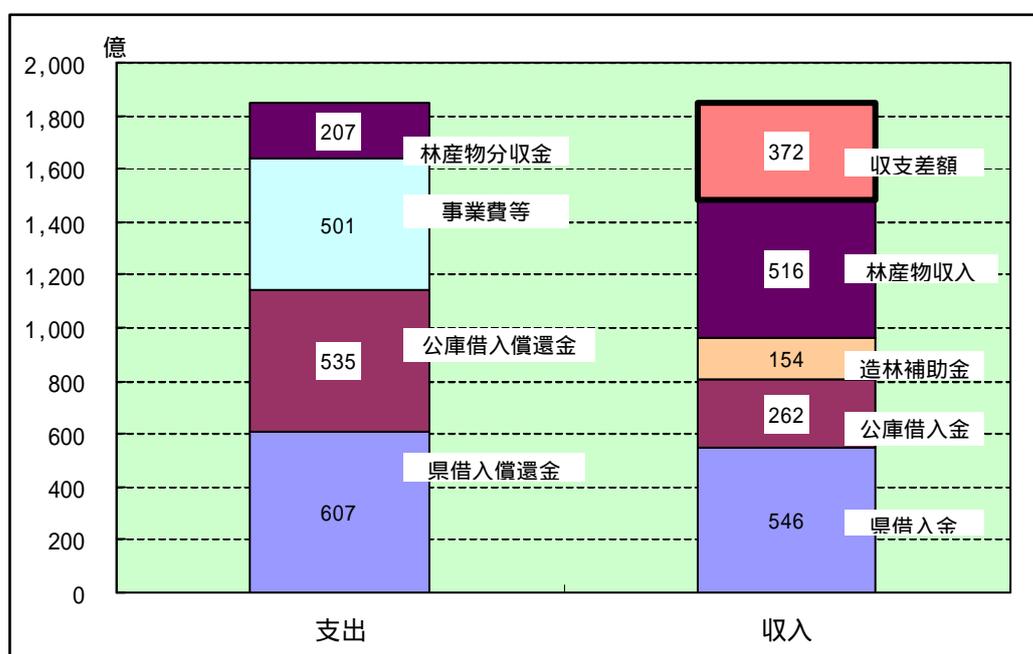
372 億円

木材販売収入は、平成 12～16 年平均山元立木価格（財）日本不動産研究所より算定

木材価格〔スギ〕：S42 年（設立時）：11,432 円/m³

S55 年：22,707 円/m³（ピーク）

H16 年：4,407 円/m³（ピーク時の 1/5 以下）



2 抜本的な収支改善策による効果

区分	取組事項	内容	改善効果 (億円)
公社自らの改善策	管理費等節減	事業費節減 (10%)	18
	木材販売等対策	長尺立木販売導入等	12
県の支援による改善策	公庫借入金繰上償還	3.5%超 : H18 年度 3.5%以下: H21 年度以降 公社改革の状況を確認のうえ実施を検討する。	126
	全額繰上償還後	新規借入利息の発生防止	12

	(H21以降)新規 公庫借入中止		
土地所有者の協 力による改善策	分収契約(割合) 変更	分収割合変更 公60:土40 公80:土20 (市町村有地は公90:土10)	106
経営改善効果合計			274

3 経営改革後の長期収支見込額(平成80年度時点)

98億円

(注)最終的に財源不足となる「3 経営改革後の長期収支見込額」98億円の処理方策については、別途、県が今後の材価の状況等を見極めながら検討することとしている。